

会 議 記 録					
会議の名称	平和人権対策特別委員会			会議場所	第3委員会室
				担当職員	池永 菜穂子
日時	平成24年2月1日(水曜日)			開議	午前 10時 00分
				閉議	午前 11時 20分
出席委員	酒井 齊藤 井上 中澤 木曾				
執行機関出席者	桂自治防災課長、柏尾自治防災課副課長、山口自治防災課主任				
事務局出席者	八木主任、池永				
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名( )	

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 所管事項調査

亀岡市犯罪被害者等支援条例案について(自治防災課説明、質疑)

<酒井委員長>

条例案について、委員会として意見を集約したい。意見を。

<齊藤副委員長>

第6条「見舞金」を「支援金」に変えては。

<酒井委員長>

その狙いは。

<齊藤副委員長>

今なお苦しんでいる方への支援である。

<中澤委員>

いつまで支援するのかということもある。意図を行政に確認しては。

<事務局>

自治防災課によると、継続して行うものを「支援」とし、見舞金は1回限りなので支援金としていないようである。

<木曾委員>

支援は1回限りではなく、被害者を自立に導く観点からも継続が大事であるので「支援金」としては。ただ財政的な問題もあるので、条例ではなく運用規則等で、支給期間を考えてはどうか。

<中澤委員>

他市町村の状況もあるので慎重にする必要がある。理事者の考えを聞き判断しては。「民間団体の支援」の文言の欠落についてはどうか。民間支援をかみ砕いて整理し、企業や教育現場などいじめやパワハラの原因への専門部署、専門官の配置等、縛りかける視点も必要では。また、自治会等地域社会への支援も必要では。

<酒井委員長>

第4条第2項に「関係機関等」との連携が定められており、第2条の「関係機関等」

の定義に民間の団体が含まれている。予防や犯罪が起きた後の受け皿を職場に義務付けるという意味か。

< 中澤委員 >

抑止的な意味である。予防や防止等の対策は大事。

< 酒井委員長 >

犯罪被害者等の支援の条例なので、予防対策まで入れられるかは不明。

< 木曾委員 >

裁判所への同行等、行政ができない部分を民間ボランティアでフォローし、そのようなことに対する支援が大事。予防は民間の支援では難しい。

< 中澤委員 >

この内容だけで被害者の支援が実効あるものになるのか疑問。

< 木曾委員 >

被害者が誰にも打ち明けられず泣き寝入りすることが一番問題。いきなり行政には打ち明けにくい、民間支援団体だと関わりやすい。そういう支援をしていく。内面的なフォローにまで繋げ、条例に定めるような窓口になれば良いが、そこに行くまでが難しい。

< 酒井委員長 >

総合相談窓口のイメージが湧いていない。民間支援団体との連携の仕方も確認する必要がある。具体的な連携の仕方を条文で定めた方が良いか。

< 木曾委員 >

中澤委員の指摘は、第6条の「連絡会議」をどのようなものにするかということに結び付けていけば良いのでは。

< 中澤委員 >

相談しづらいというハードルを越えるためには、もっと身近な受け皿に対する支援の方が現実的では。

< 木曾委員 >

支援センターがかけこみ寺になり、行政への橋渡しをしている。今は京都市にしかないが、これが各市町村に広がれば受け皿になる。条文に明記するのは難しい。

< 中澤委員 >

犯罪と認定されるまでに、一番身近な事業所等に専門的な相談部署の設置をある程度義務付け、積極的に働きかけられるような部分があっても良いかと考えた。

< 酒井委員長 >

議員団研修での質疑応答をまとめたものを配付している。理事者に伝えた方が良いものはあるか。

< 中澤委員 >

第8条の「適切でない」と認められるとき」はどんな時か。第8条として独立して書く必要はあるのか。第3条と一緒にしても良いのでは。

< 酒井委員長 >

他市の条例でもこの部分はある。加害者が血縁である場合や犯罪行為を誘発した場合等が考えられる。

< 井上委員 >

「民間支援団体との連携」の文言をしっかりと盛り込むべきである。

< 酒井委員長 >

定義に盛り込まれているが、個別に条文が必要だということか。

< 井上委員 >

そのような意味ではない。

- < 酒井委員長 >  
 文言としては入っている。
- < 井上委員 >  
 それでは不十分では。
- < 酒井委員長 >  
 理事者に直接伝えていただきたい。

- 理事者入室 -

10:32

- < 酒井委員長 >  
 パブリックコメントにはどんな意見があったのか。
- < 自治防災課長 >  
 3人から意見があった。民間支援団体との連携をもっとアピールすべき 第6条を支援の内容ごとに別の条文にすべき 連絡会議はどのようなものか 激励これらについては、法制執務担当者と相談し、来週庁内の関係各課による連絡会議を開催し、パブリックコメントの回答を決めていきたい。
- < 酒井委員長 >  
 「連絡会議」は、庁内の関係各課による連絡会議のことか。
- < 自治防災課長 >  
 そうである。
- < 酒井委員長 >  
 見舞金は一回限り、支援金は継続的という文言の整理で良いか。ここでは「見舞金」だが、継続して支援が必要だという意見が出ていた。
- < 木曾委員 >  
 犯罪被害者は、財政面だけではないが中・長期的に支援が必要。継続していく方が良いのでは。
- < 自治防災課長 >  
 文言についてはその通りで「支援」は継続的な意味である。遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円を考えているが、一回限りの支給であるため「見舞金」としている。見舞金は即効性あるものとして考えているが、その後も生活保護制度も含め2次的な対応はある。被害者が自分たちの生活を確保されるまで、支援は継続的に行っていく。
- < 木曾委員 >  
 裁判は1年や2年で終わらないことも多い。生活保護を受けず自立したい人への支援はないのか。犯罪被害は頻発しないので、きめ細やかな支援をし、セーフコミュニティを含め、安全安心のまちづくりに繋がっていくというアピールになれば。見舞金という一過性の部分は、それで良い。
- < 齊藤副委員長 >  
 見舞金は、被害に遭い精神的に外出や就労ができない人を支援するイメージでいたが、そうではなく保険金のようなものである。本当に苦しんでいる人に対する支援とはニュアンスが異なる気がするが、他府県でも同じなのか。
- < 酒井委員長 >  
 貸付金など色々な制度がある中で見舞金を選択した理由は。
- < 自治防災課長 >

見舞金を渡して終わりではない。総合窓口の設置が一番大事だと考えており、一元的な窓口で被害者の要望や困っていることを把握し、亀岡市として行うべきサービスを集めていく。現行制度で何ができるか考え、対応できない場合は条例改正を含めて柔軟な対応をしていきたい。被害者は多種多様であり、実際のケースを積み重ねながら充実させていきたい。

<井上委員>

民間支援団体との連携を密にする必要がある。被害者支援センターの支援にも考慮を。

<自治防災課長>

平成24年度予算で京都犯罪被害者支援センターの法人会員費3万円を予定している。京都市は総合相談窓口を支援センターに委託し、応分の負担をしているが、亀岡市は京都市内の支援センターを窓口とするのは難しい。府の対応も見ていく必要がある。

<木曾委員>

犯罪者には弁護士の支援があり、刑期を終えて保護観察がつけば、保護司が就職や生活の支援をする。それに対し被害者や遺族には支援がなかった。見舞金も良いが、安定した生活を維持するための継続した支援を行うことが市民の安心に繋がる。

<酒井委員長>

継続した支援を考えているが、条文の中では見舞金と表記することで良いか。

- 了承 -

<酒井委員長>

民間支援団体との連携をもっとアピールしてはという意見についてはどうか。

<自治防災課長>

法制執務担当者と検討する。

<酒井委員長>

第8条の「支援を行わないことができる場合」とはどういうことか。

<自治防災課長>

故意と過失の関係があり、過失は対象とならない。何をもって犯罪被害者とするのか明確でない場合が出てくる。後になって対象とならないことが判明した時、見舞金の返還を求めることができるかという問題もある。

<中澤委員>

返還を求める根拠としてならば良い。

<木曾委員>

見舞金はそれで良いが、例えば「支援金の支給については被害者の実状に応じて支給することができる」という条文が入れば良い。

<自治防災課長>

今の時点で入れるとは言えない。支給については、見舞金支給要綱で金額や対象を定める予定であり、今の内容は入れ難い。また支給規程にないものを支給することは難しい。

<井上委員>

第6条を各条文で起こすことについての考えは。連絡会議の内容を明文化する予定は。

<自治防災課長>

法制執務担当が検討中。関係課は14課あり設置要綱で定めている。総合相談窓口で必要な支援を把握し、その段階で連絡会議の中の関係課を参集し、ワンスト

ップで支援施策を行うための組織である。

<井上委員>

条例では分かりにくいので補足説明をつけては。

<自治防災課長>

条文に書くのは難しい。見舞金は支給要綱、連絡会議は設置要綱で対応する。

<中澤委員>

民間団体との連絡会議ではなく、庁内の連携のための連絡会議なのか。

<自治防災課長>

庁内の関係課の連絡会議である。警察や民間団体との連携は、条例に基づき、自治防災課を窓口に行う。

<中澤委員>

亀岡市は各種民間団体との連携を積極的に行っていくと川本先生は解釈し、注目されていたのでは。

<自治防災課長>

自身は各課間の連携を積極的に行っていくと解釈されていたと感じた。庁外関係機関とは協定書等で連携している所もある。生活安全推進協議会等、関連する協議会も多くあるので、連携を検討して参りたい。

<中澤委員>

窓口を設置したからといって人が来るかは疑問であり、実効あるものにするには広く周知徹底する必要がある。そのための連絡会議かと考えていた。あまり認知されない制度になるのではと危惧する。庁内連携ならどこでもやっているのでは。

<齊藤副委員長>

まずは条例を作ることの方が大事なのではないか。

<木曾委員>

住宅支援の位置付けは。火災の際の支援制度と同類のものなのか。共同トイレや風呂なしの住宅では支援と言えるのか。

<自治防災課長>

建築住宅課は東つつじや前川原など生活しやすい住宅を優先的に提供しており、昨年の火災の際も、結局入居されなかったが同等の住宅を考えていた。そのような住宅がない場合も早急に修繕する等して対応している。ただ、住宅には寝具等がないので、一時的な生活支援品の対応が必要になってくる可能性はある。

<木曾委員>

火災でも放火された場合は被害者となる。まだDVの場合など、住宅支援は差し迫ったものが多い。運用面でうまく措置いただくよう要望する。

- 理事者退室 -

11:19

<酒井委員長>

3月には条例案として出てくる。事務局から次回の日程について説明を。

<事務局>

2月3日の幹事会で特別委員会の会派案分が行われ16日に特別委員会の委員が決定する。次回の日程は、次の体制が決まってから調整いただきたい。

3 閉議

散会 11:20